

## (よくある質問)

### 応募資格について

- Q1 短期大学に進学する予定ですが、応募できますか。  
A 4年制以上の大学に進学する人に限ることとしておりますので、応募できません。
- Q2 大学を目指して浪人中ですが、応募できますか。  
A 高等学校在学中の方を対象としていますので、応募できません。
- Q3 大学・短期大学に在学中ですが、応募できますか。  
A 応募できません。高等学校から新たに進学される方のみ対象にしています。
- Q4 既に大学・短期大学に在学中ですが、他大学への編入あるいは新入学を目指しています。応募できますか。  
A 応募できません。
- Q5 保護者は但馬外に住んでいますが、本人は但馬内の高校に通学しています。応募できますか。  
A 応募できます。
- Q6 現在両親は但馬内に住んでいますが、まもなく転勤で他所に転出します。応募できますか。  
A 応募時点で但馬内に住所があれば応募できます。
- Q7 家計収入の件です。募集要項に「経済的理由により修学困難な者～」とありますが、収入の上限等はあるのでしょうか。  
A 奨学生の選考にあたり、家計収入等は重要な判断材料となりますが、本人の経歴や資質、熱意等も重要視しており、総合的に判断しますので、収入の上限等はありません。

### 奨学金について

- Q1 奨学金の給付期間は4年間となっています。私は医学部生で6年生まであります。4年で絶対に打ち切られるのでしょうか。  
A 原則として4年間で打ち切りとなります。
- Q2 在学中に休学した場合、どうなりますか。  
A 休学中の奨学金は停止されます。復学すれば継続されますが、総額で4年分を超えることはありません。まず、大学の「休学許可書」を添えて、「休学願」をご提出いただきます。
- Q3 留年した場合、奨学金の給付はどうなりますか。  
A 本奨学金は、「品行方正、研究意欲旺盛にして学術優秀な者」を対象としており、留年した場合は、奨学金の支給を一時停止します。また、留年の理由に本人の著しい非が認められる場合は、奨学生の資格を取消すこともあります。留年した場合、あるいは、留年が決定した場合は、速やかに当財団に報告してください。
- Q4 奨学金の返還は不要とされていますが、他の義務はありますか。  
A 奨学金の給付を受けている間は、所定の書類の提出や報告が必要となりますが、それ以外は特にありません。
- Q5 他の奨学金との重複受給は可能ですか。  
A 当奨学金は制限を設けておりませんが、併給を希望される側の奨学金が不可の場合がありま

す。この場合、結果的に重複受給できませんので、確認してください。

## 応募手続きについて

Q1 応募用の書類が欲しいのですが、どうすれば手に入りますか。

A 公益財団法人たんしん地域振興基金のホームページからプリントアウトできますので、ご利用ください。また、但馬信用金庫本支店でもご用意します。  
ホームページのアドレスは (<http://tanshin-kikin.jp/>) 「但馬の百科事典」です。

Q2 進学先が未定の状態で応募できますか。

A 応募できますが、願書に進学志望先を記入していただく必要があります。大学に入学された後、当財団所定の用紙で報告していただきます。

Q3 「活動内容等の付属資料」は高校時代ではなく、中学時代のものでも良いですか。また資料がない場合、提出しなくても良いのですか。

A できるだけ最新の分をお願いします。どうしても無い場合は、中学校、場合によっては小学校時代のものでも結構です。本資料は応募者がどんな方かを知るための資料です。提出が無いからといって失格とはなりません、自分を売り込む資料ですので、自己をアピールできるものは些細なものでも結構ですので積極的に提出してください。(紙媒体に限ります。DVD や VTR・CD 等電子媒体はご遠慮願います。)

Q4 住民票は「本人のみ」、「世帯全員」のどちらを添付すればよいのですか。

A 「世帯全員」の住民票を添付してください。またマイナンバーの記載の無いものを提出してください。マイナンバーの記載のある場合は、黒塗り等により判別できない状態にしたうえで添付ください。

Q5 「同一世帯で所得がある方」とは、誰のことを指しますか。また所得がある場合は所得証明書と源泉徴収票(写)の両方の書類の提出が必要ですか。

A 「同一世帯で所得がある方」とは、奨学生の世帯で、必要な生計費を稼いでいる人を指し、自分の遊学費等をバイトで稼いでいるお子さん等はこれに含まれません。また年金だけの収入の方も不要です。  
所得がある場合は所得証明書と源泉徴収票(写)の両方の提出が必要となります。なお、所得がある方が個人事業主の方の場合は、所得証明書と確定申告書(写)の直近2年分の提出が必要です。

Q6 応募書類は本人が書く必要がありますか。

A 本人が記入して下さい。フォーマットはホームページ (<http://tanshin-kikin.jp/>) に掲載しています。用紙が不足する場合等、別紙(任意書式)の提出でも差し支えありません。その際は、パソコン等で作成したものでも結構です。ただし、最後の署名は必ず自署をお願いします(保証人も)。

## その他

Q1 進学大学卒とか出身高等学校卒はありますか。

A 進学大学卒はありません。出身高等学校卒は設けていませんが、各学校1名が最大となります。

Q2 選考が決まった後に進学できなかった場合(浪人等)はどうなりますか。

A 原則奨学金を支給することは出来ず失格となります。

Q3 在学中に海外留学をすることは可能ですか。

A 在学中に海外留学しても構いません。短期留学など休学をしないで留学される場合は、そのまま奨学金が受給できます。長期留学など休学して留学される場合は、奨学金の給付は停止します。必ず「休学願」を当財団に提出してください（報告がないと奨学金の給付を打ち切る可能性がありますので、ご注意ください）。退学して留学される場合は、奨学金は打ち切りとなります。

Q4 別の大学に編入することは可能ですか。

A 可能ですが、必ず当財団に報告してください。また編入された場合でも、支給金額は当初の支給期間から最大4年間で限度となります。